ふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業実施要項

（目的）

第１　この要項は、益田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施するふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２　この要項において、ふるさと・ひとつなぎコーディネーターとは、ひとふるさととの繋がり創出を図ることを目的とした出身者等とのコーディネートを担うとともに地域学校協働活動を進める、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 7 第 1 項の地域学校協働活動推進員をいう。

（実施等）

第３　教育委員会は、島根県が進める「島根を創る人づくりプロジェクト」における人材還流の基盤づくり・繋がりづくりを進め、社会教育法第 5 条第 2 項に規定する地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、益田市学校運営協議会規則に基づき設置した学校運営協議会が希望する場合において、ふるさと･ひとつなぎコーディネーター事業を実施することができる。

2　前項の規定によるふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業は、次の各号のすべての要件に該当する者のうち教育委員会が業務委託する。

(1) 校種問わず教員免許、社会教育主事の資格又は社会教育士の称号を有している若しくは取得予定の個人又は該当の者を雇用している法人

(2) 本事業の推進に熱意と識見を有する者

3　ふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業の期間は、業務委託の日からその日の属する会計年度の末日（3 月 31 日）までとする。

4　教育委員会は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、業務委託契約を解除することができる。

(1) 事業の遂行に支障があり、仕様書に掲げる内容の実施が困難と判断された場合

(2) その他不正及び虚偽の行為を行った場合

(3) 学校運営協議会等と協働体制が取れないと判断された場合

（事業内容）

第４　ふるさと・ひとつなぎコーディネーターの事業は、教育委員会が指定した小学校または中学校の学校運営協議会及びつろうて子育て協議会等と連携・協働し、ふるさととの繋がりづくりを根底において、次に掲げるものに取組むこととする。

(1) 実施場所は教育委員会が指定した学校を拠点とし、学校や児童・生徒のニーズを把握し、放課後・休日・長期休業期間を中心とした学習活動の企画

立案・実施に関すること。
(2) 公民館や地域住民等と連携し、市出身者等の参加も考慮した、地域資源を活かした体験活動の企画立案・実施に関すること。
(3) 地域住民の参画を得て実施する児童・生徒の学びの機会充実とふるさとへの愛着醸成、その受け皿となる地域の活性化を目的とした、市出身者等を含め多世代を巻き込んだ新たなつながりづくりの創出の企画・実施に関すること。
(4) 市出身者等が地域や地域住民と関わる機会及びふるさととの繋がりづくりについての情報発信に関すること。
2　日々の活動内容や業務実施の状況が分かる事業計画書および報告書の作成に取組むこととする。

（コーディネーター連絡会議）
第5　教育委員会は、必要であると認めるときに、次に掲げる事項を協議するためのふるさと・ひとつなぎコーディネーターによる会議(以下「コーディネーター連絡会議」という。)を開催する。
(1) 活動の状況や地域等における教育上の課題等についての情報交換に関すること。
(2) 地域等における教育上の課題についての研究、協議、提言等に関すること。
(3) その他第3条第1項に規定する目的を達成するため必要な事項に関すること。
2　コーディネーター連絡会議の庶務は、教育部ひとづくり推進課において処理する。

（秘密の保持）
第6　受託者は業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も、また同様とする。

(その他)
第7　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)
この要項は、令和6年12月6日から施行する。
この要項は、令和7年4月1日から施行する。